

# 8 ひとり親家庭への支援

## 相談

### 母子・父子自立支援

ひとり親家庭の方の生活の自立に向けた相談やアドバイスをしています。電話相談も受け付けています。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 子ども支援課 ☎23-5609

### 児童扶養手当

18歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭に支給される手当です。

※所得制限あり。

※児童の心身に中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで支給。

令和2年4月1日現在 手当額

子どもの数	全部支給(月額)	一部支給(月額)
子どもが1人	43,160円	所得に応じて 43,150円から10,180円
子どもが2人目の 加算額	10,190円	所得に応じて 10,180円から5,100円
子どもが3人目 以降の加算額 (1人につき)	6,110円	所得に応じて 6,100円から3,060円

お問い合わせ・申請窓口 市役所駅北庁舎1階 保険年金課 ☎23-5732

## 優遇制度

### JR通勤定期の割引

児童扶養手当を受けている世帯の方が通勤用定期乗車券を購入する場合、特定者資格証明書を添えて申し出ると3割引で購入できます。

お問い合わせ・申請窓口 市役所駅北庁舎1階 保険年金課 ☎23-5732

### 保育料等の軽減

ひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯に該当する場合は、保育料等が軽減されることがあります。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 子ども支援課 ☎23-5947

### 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの健全育成を図るために、無利子または低利子で修学資金、生活資金、住宅資金、就職支度資金など各種資金の貸付を行っています。

※連帯保証人が必要となります。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 子ども支援課 ☎23-5609

## 助成制度

### ひとり親家庭等の医療費助成

18歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等に対し福祉医療費受給者証を交付します。対象者は、病院で受診されたときの医療費(保険診療による自己負担分)の助成が受けられます。

※所得制限あり。

お問い合わせ・申請窓口 市役所駅北庁舎1階 保険年金課 ☎23-5732

### 高等職業訓練促進給付金

就職に有利となる資格取得を目指しているひとり親家庭の親を経済的に支援するものです。対象となる資格は看護師や保育士、理学療法士など1年以上のカリキュラムを必要とする資格に限ります。

詳しくはお問い合わせください。

【支給期間】 休業期間のうち最長4年間

※要件により支給額や支給期間が異なります。

【支給額】 月額最大100,000円

※養成機関における課程終了までの期間の最後の12か月は月額40,000円の加算あり

※支給期間・支給額については変更される場合があります。

お問い合わせ・申請窓口 市役所駅北庁舎3階 子ども支援課 ☎23-5958

### 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が教育訓練対象講座の受講のために支払った費用の60%(上限20万円)に相当する額を支給する制度です。詳しくはお問い合わせください。

※受講前に申請が必要です。

※支給額については変更される場合があります。

お問い合わせ・申請窓口 市役所駅北庁舎3階 子ども支援課 ☎23-5958

## 年金

### 遺族基礎年金

国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡した場合に、その人によって生計を維持されていたその人の子(18歳到達年度の末日までの間にあるかまたは20歳未満で1級または2級の障がいの状態にある子)または子のある配偶者に支給されます。

お問い合わせ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 または  
市役所駅北庁舎1階 保険年金課 ☎23-5736

### 寡婦年金

寡婦年金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間または保険料免除期間が10年以上ある夫が死亡した場合に、10年以上婚姻関係のあった妻に、60歳から65歳に達するまで支給されます。

お問い合わせ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 または  
市役所駅北庁舎1階 保険年金課 ☎23-5736

### 遺族厚生年金

厚生年金保険の被保険者または被保険者であった人が死亡した場合に、お問い合わせください。

お問い合わせ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

## 公営住宅

低額所得世帯で住宅にお困りの場合、比較的low額で入居できる県営住宅や市営住宅があります。

お問い合わせ ★県営住宅については  
東濃西部総合庁舎東濃建築事務所 ☎23-1111(内336)  
★市営住宅については  
市役所本庁舎3階 建築住宅課 ☎22-1312